

## 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」進捗管理シート(金融庁)

対策の柱立て(大区分)	Ⅱ. 成長による富の創出	担当部局	監督局
対策の柱立て(中区分)	2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策		
対策の柱立て(小区分①)	(1) 中小企業・小規模事業者等への支援	担当課	総務課
対策の柱立て(小区分②)	②経営改善・事業再生支援、資金繰り支援		
対策における施策の名称	中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化、「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)の設置、金融機関による中小企業の経営支援に関する取組み状況等の定期的な公表等 <予算措置以外>		
(事業名)	中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化等	新規/既存	■新規 □既存
平成24年度補正予算額	—	一般会計/特別会計 (特会の場合には名称も記載)	—
事業の内容 (予算については、 予算の用途及び 予算を交付等する対象者 を明記)	<p>【事業の内容】 中小企業金融円滑化法の期限到来にあたり、中小企業・小規模事業者等を支援する観点から、以下の施策を講ずる。</p> <p>【中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化】 金融検査マニュアル・監督指針を改正し、①貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること、②他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること、③中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援すること等を明記し、検査・監督で徹底する。</p> <p>【「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)の設置】 全国の財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応する。</p> <p>【金融機関による中小企業の経営支援に関する取組み状況等の定期的な公表等】 金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促すため、府省令及び監督指針を改正し、金融機関による中小企業の経営支援に関する取組み状況等の定期的な公表を実施する。</p>		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 貸付金 <input type="checkbox"/> その他( )		
アウトプット指標(進捗指標)	<p>(アウトプット指標による目標)</p> <p>金融検査マニュアル・監督指針の改正について、4月1日から施行。 全国の財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口(53か所)を設置し、2月25日より運用を開始。 府省令及び監督指針の改正について、3月31日から施行。</p>		
アウトカム指標(効果指標)	<p>(アウトカム指標による目標)</p>		
事業の進捗状況 予算の執行状況 (進捗実績、 今後のスケジュール)	<p>【中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化】 金融検査マニュアル・監督指針の改正について、4月1日から施行。</p> <p>【「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)の設置】 全国の財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口(53か所)を設置し、2月25日より運用を開始。 寄せられた相談は943件(5月31日時点)。</p> <p>【金融機関による中小企業の経営支援に関する取組み状況等の定期的な公表等】 府省令及び監督指針の改正について、3月31日から施行。</p>		
執行早期化のために 講じている工夫	—		
事業に関するURL (事業実施場所、補助先等)	<a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html</a>		